

平成 24 年度第 4 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日 時	平成 24 年 9 月 24 日（月）10 時～14 時 45 分		場 所	佐倉市役所 1 号館 3 階会議室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員（委員長）、目等委員、吉村委員（五十音順）			
	事務局	鶴沢企画政策部長、井坂企画政策課長、亀田副主幹、齋藤副主幹、上野主査、渡部主査、舎人主査、呉屋主任主事		
	その他	石井健康こども部長、青木調整担当、山辺子育て支援課長、長谷川保育班長、野口児童健全育成担当、滋野企画財務班長、山本指導班長、井岡児童青少年課長、飯野家庭児童相談班長、高山こども手当班長		
内 容				
<p>[傍聴入場 2 名]</p> <p>(1) 議事</p> <p>① 平成 24 年度の佐倉市行政評価（施策評価）について （委員長）</p> <p>行政評価懇話会は今年度委員が変わり、5 名から 7 名に増え、新たに就任した委員も多い。議論に先立ち、施策に関する理解を深めるために実施する担当部局との意見交換である。今年度は健康こども部、福祉部を対象にする。本日は健康こども部との意見交換を午前中に実施し、午後に懇話会委員で審議をするものとする。</p> <p>●健康こども部との意見交換</p> <p>健康こども部の業務説明 （健康こども部長）</p> <p>健康こども部は、職員数が 217 人、執行予算が 84 億円であり、職員数、予算額ともに市全体の 20% を超える規模の部局である。</p> <p>部の目標は、子どもが人間として尊重され、健康な市民として養育・教育されることが保障されることと認識している。佐倉市では「次世代育成支援行動計画」を平成 16 年に策定、平成 22 年から現行の「佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に目標値を掲げ、総合計画上でもこの目標値の達成を目指している。</p> <p>保育に欠ける子どもと保護者、ひとり親家庭、市内すべての子どもと保護者というように、子育て支援施策は 3 階層で進めている。受益と負担、公平性の確保、地域子育て支援事業のより広範な展開、職員の専門性を高めることなどが重要であると認識している。</p> <p>保育園の待機児童は、2012 年 9 月 1 日で 52 人であるが、例年、年度末は 100 人を超える。家庭保育員（保育ママ）制度や認可外保育園も活用して待機児童を減らしていきたい。佐倉市では認可保育園の定員数増を、待機児童対策の核として進めている。公立・民間に保育状況に優劣は認められず、公立か民間かという議論よりも、保育士ら職員の資質を高める等、子どもが受ける保育サービスの質を高めることの方が大事であると認識している。</p> <p>保育ママの活用についても、当初佐倉市独自の基準で家庭保育員の募集・育成を図ったが、必ずしも効果を上げたとは言えない。今後は国基準の家庭保育員制度で進めることによって、条件の整備を進め、利用の拡充を図ることとしている。</p> <p>また、保育園等に通っていない児童の保護者の子育て不安を解消する啓発プログラムや、学童保育の充実も必要である。さらに、子ども医療費支援とひとり親家庭への支援も重要であり、いつでも安心して医療サービスを受けられ、保護者が安心して働ける状況をつくる必要がある。子ども医療費支援については、高校まで助成している夷隅市では対象世代の家庭数が増加傾向にあるというデータもある。</p> <p>（子育て支援課長）</p>				

子育て支援課の業務を説明する。待機児童は大都市圏で問題となっているが、佐倉市では毎年度当初 30 人前後、年度末に 200 人を超す状況が続いている。保育園の入園枠を増やすのが解決の糸口と考えているが、子どもが増えていないのに待機児童は増えており、親の就職希望の高まりに加え、長引く不況や女性の社会進出などの背景も踏まえて対策をする必要がある。なお、千葉県内でも市川・船橋・柏・千葉・松戸など都心に近い自治体は待機児童数が多い傾向がある。佐倉市との類似団体である流山市は年度当初で 81 人。一方、県東南部は全市町村で待機児童は 0 名という状況である。

佐倉市の待機児童対策は認可保育園の整備を促進することで定数増を図っている。この 3 年間の整備により定数を 300 名以上、つまり 2 割以上増やした。今年度末には平成 26 年度目標値であった 1,800 人に早くも近づく。しかし、新たな整備は新たな需要を生む。都心部に近い志津・臼井地区に待機児童が多いように、地域的な偏りを考慮しながら施設整備を進める必要がある。

今後の保育園整備は民間法人による整備中心で推進する。公立保育園としては佐倉保育園、馬渡保育園を建て替えた。市内 5 圏域ごと最低 1 園以上の公立保育園を残し、残りは民営化する。民間ならではの柔軟性のある保育園運営を期待している。民間と公立で保育状況に差異が出ないように、ガイドラインの策定を進めており、策定にあたっては民間・公立保育園長や保護者も参加して検討している。現行制度では保育園を建設する場合、民間保育園は県からの補助金が受けられるが、市が建設すると補助が一切ない。また、民間法人による保育園には運営補助があり、公立にはない。民間設置は財源的に有利性があるというのが現在の国の施策である。このような背景も踏まえ、民間中心の保育行政、公立保育園の民営化も含めて、財源を有効に活用してハード、ソフト両面から保育の充実を図る。

また、多様な子育て支援のニーズに応えるのも重要な施策である。ファミリーサポートセンター、子育て支援センター事業を重視しており、利用者も増加傾向にある。子育て相談などを通じ、地域的な課題に柔軟に対応していく。

学童保育所と児童センターについては、児童センターの多くは老朽化しており手狭な所もある。学童保育所は民間も含めると 30 カ所弱だが、利用者数がこの 7 年間で倍になり、施設としても手狭になっており、老朽化の対応が望まれる。また、現在は、学童保育所には臨時職員しかいないという状況の改善が必要である。平成 26 年度から指定管理制度を全学童保育所に導入する予定である。ガイドラインを策定し、保護者説明を予定している。

(児童青少年課長)

子ども医療費助成、ひとり親関係、児童虐待関係が児童青少年課に関連する業務である。

4-94 頁から 4-105 頁、子ども医療費助成は保護者の経済的負担軽減につながる。佐倉市では県の補助基準に上乘せして保護者の所得制限を設けず、対象者を拡大している。平成 24 年度に千葉県が入院補助を中学校 3 年生までに拡大したが、市もこれを機に対象を拡大する。

4-106 頁、ひとり親家庭については、平成 20 年度からひとり親家庭自立支援員を配置している。この 3 年間で毎年 350 件前後の相談件数がある。母子家庭の相談や各種制度の紹介、就労に関する給付事業の相談、日常生活、配偶者からの暴力、子どもの就学支援等の相談を受けている。求職に結びついた方もいる。4-112 頁にひとり親家庭への医療負担の助成、4-118 頁にひとり親家庭の児童が入学・就職した時に祝金を給付する事業も展開している。

5-7 頁、児童虐待防止対策については、児童虐待の相談窓口を設置している。相談件数は平成 17 年度 132 件から平成 23 年度 233 件と急増している。家庭児童相談件数で約 82 パーセント、児童虐待件数で約 77 パーセント増加している。相談内容は多様化、複雑化しており、専門的な視点から総合的に対応できるよう、保育士、社会福祉士資格者の職員の増員を図っている。平成 19 年度から佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待の要保護児童とその家族の把握に努めたり、学校・保健衛生関係機関による実務者会議を開催したり、研修等を充実したりと、関連機関とネットワークを再構築して情報共有を図っている。今年度からは学校から児童の出席状況を提出してもらっている。

市民からの通報も重要であり、啓発のための広報やリーフレットの配布、ポスターの掲示、地域新聞での全戸配布等を推進し、発生予防、早期発見、早期対策に努めている。

質疑

(委員長)

先程、口頭でご説明いただいた要旨を、事前に紙媒体で説明文書として提供してもらえたほうが良かった。子育て、子育てに関するまとまった資料もあると良かったと思う。それでは委員からの質疑に入る。

(宇田川委員)

健康子ども部が置かれ4年が経つが、良かった点、悪かった点を述べられたい。

(健康子ども部長)

介護保険等福祉に関連する扶助費は市の歳出を占める規模が大きくなり、子ども部門が加わると、一つの部が取り扱う範囲があまりに広くなる。また、子どもに関する仕事も幅広いため、障害児、成人に対する福祉と、子どもに対する福祉とを分けて所管することになった。部の課題としては、来年度から地方分権一括法により社会福祉法人の認可に関する事務が市町村の担当となる。その場合、障害児と子ども部門で認可を別々にするのは非効率であり、一致して対応するチームを作るべきか検討しているところである。

(宇田川委員)

4-3頁、認可保育園待機児童数を指標とし、目標値を「市内にある公立・民間保育園数を増加させる」とある。公立・民間をまとめた指標であるが、他の指標では分けている。

(健康子ども部長)

認可保育園整備の指標では法律の基準に係るため公立・民間を分けているが、待機児童対策では課題の解消が目標であり、公立・民間を分ける必要はないと考えている。

(委員長)

懇話会からの事前質問3、民間保育園と直営保育園の現状と対応はいかがか。

(子育て支援課長)

佐倉市は正職員の割合が低く、公立保育園では非常勤補佐員の割合が高くなっている。民間保育園では正職員が多い。

(委員長)

その事実を数字として明示しないと、市民に改革の意図が伝わらない。民間保育園の方が正職員は多い、それならば民間保育園を選択したいという印象を持つ人も少なくないだろう。

(吉村委員)

民営化するにはそのプロセスが重要である。民営化後に保育園のスタッフはどう引き継ぐか。また、児童の環境の変化にどう対処するか。ガイドラインとして重要と考えるものは何か。

(子育て支援課長)

子どもの環境を最重視するため、最初は合同保育を実施する。現在、臨時職員は6割を占めるが、新たな法人に雇用してもらいたいと希望している。他の自治体の例を見ても、民営化の際は同様に新法人にスタッフが引き継がれる例は多い。法的問題を検討し、相手方に働きかけたい。合同保育は新たな保育士・現在の保育士と一緒に保育事務にあたらせるもので、民営化導入時に3か月程度の期間で実施したい。

(高橋委員)

民営化の場合費用面はどう変わるか、データとして提供してほしい。公立と私立で経営面にどんな違いがあるか。民営化しても公立は現在と変わらない、民間は赤字になるのでは効果的と言えない。

(宇田川委員)

施策評価には民営化すると記載されていないが、参考資料の「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」には民営化するとある。民営化とは指定管理者であるならば、どういう受け皿があると予想しているのか。経営的に柔軟になるとのメリットもあるが、民営化後に市職員が柔軟に民間保育園をバックアップしてくれるかは保証できない。公民連携の対応面でも柔軟にやってほしい。

(子育て支援課長)

効果額は児童一人あたり20万円程度と試算している。民営化により定員が90名となれば、民間で

は県補助を受けられるので約 4600 万円の効果が見込まれる。公立保育園では残った公立保育園に正職員を集めるので、一園あたりの正職員率が上がる。保育園の民営化においては民設民営を進めており、指定管理者制度を導入するのではない。民間法人に保育園を新たに建ててもらいが、補助金を利用することができる。学童保育所においては公設民営で指定管理者制度を導入する。保育園、学童保育所ともにガイドラインが必要であり、私達が民間法人から学ぶところも盛り込み、連携に際して柔軟に対応すべきである点も含めることを考える。

(健康こども部長)

民営化により公立保育園の職員の業務にも余裕が出てくるので、公立保育園が率先してモデル事業や研究に時間を費やせる。それも公立の役割と考える。

(宇田川委員)

冒頭の説明で、女性の就労形態の多様化と待機児童には関連があるとあった。保育園と幼稚園も抱えている問題は同じで、学童保育園の問題とも切り離せないと考えるがどうか。

(健康こども部長)

法制度の枠組みにより幼稚園は教育委員会所管となっているが、文部科学省の方針としては一本化する方針であり、現在、佐倉市でも認定子ども園の検討を進めている。市の公立幼稚園では預かり保育を実施しているが、高い効果は上がっていない。幼稚園・保育園の長所を研究し、まずは 1 園設置できないかと検討している。

(神委員)

保育のなかで教育も充実していくという話であるが、それをガイドラインにどう含めるか。時に親は保育の本旨を理解せず、保育園にも英才教育を求めるようになるだろう。そのようなことに対する注意喚起等もガイドラインには含めるのか。規制をするための喚起ではなく、保育の質や子どもの権利などをどのように確保するかが重要である。

(健康こども部長)

個人的な意見としては、保育と教育を分けられるとは思っていない。子どもたちが未来に希望を持ち、一生懸命生きられるための手助けをしていく。その環境を育てるのが保育である。

(神委員)

市も現場を信頼して任せるという記述になるのだろうか。任せると言って放任になってはいけない。柔軟性が高いと言っても民間保育園が何でもやれるとは限らない。補助金も財源として永続的に頼っていけると言う保証はない。民間保育園の運営をどう確保していくと考えるのか。

(健康こども部長)

民間保育園への支援体制については、国政において現政権も旧政権からの姿勢を受け継いでおり、現在の流れではすぐに事業打ち切りとは考えにくい。

(神委員)

ガイドラインはあくまで外枠として、民間保育園の経営に関しては柔軟に対応できるように運用するといふ。学童保育所の学校との関係はどうか。

(宇田川委員)

学童保育所は低学年対応であるが、6 年生の児童までを対象とすることを期待する人が多い。指定管理者制度の導入も含め、どのように進んでいるか。

(子育て支援課長)

教育委員会との関係は良好であり、学校に空き教室が出てきたら、学童保育所の開設をお願いしている。しかしながら、地区によっては子どもの数が増え、空き教室が出なくなっている。また、学童保育所の児童も体育館や教室を利用できるように、各学校長にお願いしている。高学年対応の学童保育所は増えてきており、今後も増やしていきたいが、前提として空き教室等ハード面の条件が整うことが必要である。指定管理者制度は来年 4 月に公募し、翌年度から導入する予定である。導入と同時に、経費は増えるが常駐職員を全箇所配置したいと考えている。概要説明したところ、業者からの反応も良い。

(浅田委員)

認可保育園と無認可保育園がカバーする地域は重ならないか。民営化する中で、無認可保育園を認可保育園にすることは可能か。

(長谷川班長)

現在、公立保育園 8 園、民間保育園は 10 園ある。1 地域には 3~4 園あることになるが、保育ニーズは志津地区が多い。待機児童の 7 割が志津地区で占められており、認可保育園への入園希望者がほとんどである。無認可保育園は志津地区に 2 園あるが、無認可保育園は法的な拘束を好まない園もあれば、面積基準でどうしても認可をとれないところもある。したがって、こちらから認可になるよう働き掛けることは今後もない。県の監査は年 1 回、認可・無認可に関係なく対象を抽出して実施する。国の補助金は認可保育園の基準を満たす所が対象である。だからガイドラインの対象として無認可保育園を含めるのは難しい。

(健康こども部長)

ガイドラインには保育現場における必須条件を設けるが、認可保育園になるよう手を挙げてもらうことを目的とはしていない。適切な保育のありかたについては、ガイドラインの対象とならない無認可保育園には、私たちから働き掛けていくことになる。

(目等委員)

4-43 頁、佐倉保育園施設の賃借料が記載されている。建設に際して、賃貸借と自費建設とどちらが利益があるか計算しているか。ファシリティマネジメントの視点では、公共用地に民間の建物を建てるなら保育園だけの施設でなくても良かったのではないか。他の機能を持つ施設を PFI 方式で事業形態を保ちながら、将来的には市に返してもらうということを考えたか。

(滋野班長)

佐倉保育園はプレハブをリース方式で建てた。馬渡保育園は木造建築である。佐倉保育園は賃借料 10 年間で 2 億円、馬渡保育園は 3 億円弱で、リース方式の方が安価である。老朽化のため大規模改修を考えたが、延命にしかならない。抜本的な解決のために改築するにあたり、経済的な面からリース方式を採用した。プレハブといっても仮設ではなくしっかりした作りであり、札幌市では市民ホールで採用したと聞いており、民間でも多く採用されている。

(目等委員)

PFI は恒久的な建物の建設に活用される方式である。佐倉市は建て替えが必要な施設が他にもあり、PFI を採用してはどうかと提案する。

(神委員)

児童虐待防止ネットワークについて、代表者会議ではどのような話し合いがあり、どのような効果があったか。イギリスでも採用しているが、代表者がお互いの利益を主張し合い、行政が手綱を取るのに苦心していた。

(児童青少年課長)

家庭内で起こる暴力は児童に対するものだけでなく、高齢者も対象とされやすい。そのため、代表者会議では各機関の代表が広く集まり情報共有した。個別事案は各団体の対応となる。実務者会議に、市職員を派遣して、各団体での課題と情報交換をしている。中核機関として市が観察、情報収集しているので、団体間は複合的に連携する体制となっている。

(委員長)

「多様なニーズに対応する」と言うならば、こちらが提供する手段も多様でなくてはならないということだ。佐倉市では認可保育所中心で対応しているが、これだけでは 1 つのニーズに対応しているとしか言えない。幼稚園では、さらに 0.5 ニーズに対応している程度と言える。親が共働きの場合、認可外保育でないと預かってくれないケースがある。認可外保育でも有資格者が対応しているところもあり、認可外保育も含めて佐倉市の保育サービスであるという考え方が必要である。保育全般が公共サービスであり、サービスの提供者が認可外・認可であることで区別をはいけない。東京都の待機児童の認識では、認可外保育園に預かってもらえば待機児童から外している。保育全般を公共サービスとして認識し、認可保育園の範疇でない子育て支援機関も含め、佐倉市の保育サービスとして全体を認識していくよう勧める。

(吉村委員)

ひとり親家庭への支援において、資格取得で就労に結び付く支援を行っているが、就労が叶わなかった対象者に保育ママを勧める対応をしているか。また、ファミリーサポートセンターが充実していると

あるが、ホームページがお粗末で、IT 世代の利用者が情報入手、活用できる手段となっていない。事業者がホームページに手がまわらないなら市が手助けしてあげてはどうか。

次に、病後児保育は八千代市では小児科医院が連携しているが、佐倉市ではどうか。

また、保育園の民営化については、公立保育園の経験値は高く、5 地域に 1 園残す方針は賢明な措置であると感じているので、厳守していかれたい。公立保育園がその強みを活かす方策として、第三者評価を進めていくのも切磋琢磨する手段になると考える。

(子育て支援課長)

病児・病後児保育対策は進んでおり、今年度、市内で 2 施設がオープンする予定であり、保育園と一体型のもも 1 園ある。ファミリーサポートセンターのホームページは、むしろ NPO 法人の方がノウハウはあるのではないかと思うが、情報を取り合いたい。また、ひとり親家庭への就労支援は資格取得を中心に進めているが、保育ママ推進は面白い提案であり、前向きに検討したい。公立保育園の第三者評価は将来的には進めたいと考える。

(健康こども部長)

本日は有意義な話し合いができた。我々が常々検討していた方向でのご提案も多く、基本的に懇話会委員の皆様と同じ方向を向いていると感じた。今後も御相談させていただきたい。

(11 時 55 分 中断)

(休憩)

(13 時 00 分 再開)

(委員長)

午前に引き続き再開する。

(事務局)

健康こども部との意見交換を終えたが、資料や意見交換の進行など次回に向けた改善点があれば頂戴したい。

(委員長)

部局の概要説明にあたっては基礎的なレジュメが欲しい。詳細なデータについては口頭説明でなく、資料何ページを参照という形式にしてもらいたい。

(浅田委員)

前回事前打合せし、懇話会からの質問をまとめたが、それに対する回答が配布されなかった。また、意見交換をするにあたってその部局の業務に関し、最低限必要なデータを 2、3 頁にまとめたレジュメがあったほうが議論がスムーズになる。

(神委員)

レジュメの各事項に担当する会議名とか、行政機関等の名称も掲載してあると良い。

(事務局)

昨年度の意見交換の対象であった土木部門の場合と異なり、福祉部門の施策を論じるには基礎資料が必要だと感じた。今回はレジュメを用意したい。基礎数値、会議名称や個別計画名称などキーワードを含めた資料としたい。会議の進行について、ご意見があればお願いしたい。

(委員長)

部局からの業務説明がもう少し短くても良い。

(目等委員)

概要説明の範囲が広すぎるので、レジュメに簡潔に示してほしい。レジュメがあれば懇話会としても対象を絞って質問しやすい。また、今回の意見交換は結果的に待機児童と保育園の話が中心となったが、意見書をまとめる時に基本施策 5、6 の内容が薄くなる。対象施策を万遍なく意見交換ができるように、事務局が誘導してもらいたい。

(浅田委員)

部局の視点からの施策執行の意図は理解したが、子どもをどう育てるべきかという議論があってもよかつた。子育てについては部局を超えた議論があっても良い。

(委員長)

幼稚園は教育分野で運営しており、所管は違うが、両方の認識を確認するために部局を超えて意見交換しても良いと考える。

(神委員)

子育ての理念については行政評価の懇話会で議論すべき内容にはそぐわない。子どもをどういう風に育てるかの議論は専門的な知識が必要であり、行政評価の目的とは異なる。

(目等委員)

子ども達をどう教育するかは教育分野であり、保育にまかせるものではない。保育園は義務教育ではなく、教育分野とは立ち位置が同じではない。5年先を見ている行政評価では議論が深入りせざるを得ないし、市民がどう考えるかも予想しながら評価していくが、物事のあるべき論の追及を問われてはいない。行政事務の在り方を評価すれば足ると考える。

(事務局)

第4次佐倉市総合計画では6千人減る人口推計であるが、それを減らさず、もっと言えば増やしていくのが市の大きな目標である。その上で子育て施策は重要であり、その成果は福祉部や健康子ども部が業務を長年継続した結果が反映するものと考え。行政評価では、佐倉市を「選ばれるまち」にするにはどうしたらいいかを考えていきたい。

(浅田委員)

福祉部門と教育部門はコラボレーションしていくもの。それにあたっては、一貫した総合教育の理念があるほうが良い。

(事務局)

福祉部門と学校との連携は以前よりも随分進んでいるが、全てにおいて潤滑に進んでいるわけではないようだ。

(高橋委員)

福祉部門が学校施設を利用するのは良いことだが、全ての責任が学校現場に期待されすぎてはいないか。現場がパンクしてしまうので、責任の範囲を線引きしていかないとうまくいかないだろう。

(神委員)

学校運営審議会等で責任を分担する方法もある。活用すれば学校長も安心して、学校施設を提供できるのではないかな。

(高橋委員)

外国では登下校は親の責任だが、日本は登下校も学校の責任と考える人は多い。幼児・学童を一体化して見るのは良い案だが、学童保育児も学校の責任になると、学校の負担が余りに大きい。

(宇田川委員)

学校も福祉部門も連携の必要性を感じているのに障害がある。懇話会が方向性を提言することで、両者の背中を押してあげることができるのではないかな。抱えている課題が同じなら、同じ歩調で進めていく。部長に改善案があるならばそれを推進しなさいと提言する。行政内外で課題は十分に追及しているので、懇話会は課題をクリアする後押しをしてあげるのが役目だと考える。

(事務局)

その役割を懇話会に期待している。担当課においても、他市の状況を調べるなど事業の改善に前向きである。

(目等委員)

幼保一元化は長らく議論されている。責任の所在は学校長か、保育現場か。互いの主張をしあっているから40年も議論が進まない。責任の線引きをするには話し合いが必要で、そういう場を持てれば譲り合える。互いに歩み寄っていくよう、懇話会としては提言したい。

●福祉部所管の施策評価について

(委員長)

今回は福祉部との意見交換に向けて事前審議をしたい。

(事務局)

今回の福祉部との意見に向けて資料の説明をする。

第4次総合計画では、人口構造の変化が最も大きな課題と考えている。策定時の人口推計では平成32年度までに佐倉市の人口は6千人減ると予測されており、それを減らさないことが計画期間であるこの10年間の目標に掲げている。そのため、定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりの3点がまちづくりの方針である。自然、文化、歴史の保全と活用、交通の利便性の向上等、各分野の施策推進により解決にあたる。前回までの会議において、福祉分野では、地域福祉、高齢者安全、高齢者の生きがいづくりや安全対策を柱とした、4つの基本施策1、7、8、11を意見交換の対象として選択している。

(委員長)

次回、福祉部長と意見交換するが、議題となりそうな重点箇所など気付いた点はあるか。

介護保険は制度がしっかりできており、問題になるとすれば介護保険に認定されなかった人に対する対応であろう。他の自治体では、非認定者にも週1回のサービスを提供するような財政的余裕があるところもある。介護認定された人でも、限度額の上限まで利用しても足りずに自己負担がかさむ人もいれば、行政からの補助が不要ではないかと思われる裕福な人もいる。どのように介護保険の適用の要・不要を把握しているかをヒアリングしたい。

(吉村委員)

基本施策1について、地域で活動している方の意見をどう吸い上げ、どのように対応しているかを聞きたい。社会福祉協議会とボランティアをどのようにつないでいるか。どのような声を吸い上げて、社会福祉協議会への支援を検討しているか。基本施策11では、介護保険認定を受けるまでの期間短縮化に対し、どんな工夫をしているかを聞きたい。

(宇田川委員)

少子高齢化対策で着手すべき事業は沢山あるのに財源上の問題で実現しにくい。一方で、高齢者への福祉サービスは「あってもいい」程度のサービスが相当に存在する。高齢者祝金事業はこの高齢化社会では対象者が増加傾向である上に、自治人権推進課からも一定年齢からは祝金を提供しており、事業の手段や目的が重複している。現状のやり方では財源上も問題があり、いつかは限界が来る。「あってもいい」程度の施策は減らしていくべきだと個人的には考える。職員から見て見直しが必要と考える事業は、市民に情報を公開したうえで、事業を廃止したいと訴えていくのも必要な姿勢ではないか。

(事務局)

無駄な事業はあるかと問いかけても、諸々の背景から、担当課から廃止したいとは答えにくい。

(目等委員)

市民も敬老会祝金事業はやめてほしいと思っている。受益者は一部の市民に限られ、配布の際に地区代表者に負担がかかることも多い。マンネリ化した事業で、市民に負担が生じている場合すらあるのではないか。

(神委員)

ニーズにあった事業かを検討する必要がある。

(宇田川委員)

敬老祝金事業を一軒一軒持っていくのは、高齢者の安否確認をする点では最も有効ではある。ニーズに合っていない所もあれば、それ以外の目的もある。地区によっても状況は異なる。

(事務局)

地区社会福祉協議会は、地区代表者や老人会等の地域の横の連携をとる目的もあり、高齢者と子どもと一緒に遊ぶ世代間交流の機会も設けられている。しかしながら、出歩ける高齢者が利用者であるため、全体的に出席率が低い点も指摘されている。ニーズの問題は確かにある。

(宇田川委員)

たとえ地元の地区社会協議会で議論しても、敬老会事業を止めようという意見には決してならない。

参加者の満足感は高いが、税金を払った事業として無駄がある点は否めない。

(高橋委員)

市内で独居老人はどのくらいいるか、認知症を患って人はどれくらいいるかを知りたい。その人達にどう対応するかを指標として取り入れているか。高齢者の見守りについては現状、個人の財力の問題もある。地域間格差もあり、区長が1年毎に替わるため引き継ぎが難しいという状況もあるだろう。一律のルールは作りにくいのが現状と思われる。ルールをどのように構築していくつもりか聞きたい。区長さんもひどく労力を消耗しており、地区社会協議会とより良く協力できる体制を整えたいと考えている。

(浅田委員)

敬老祝金は全対象者に配るつもりで予算組みをしているのか。現実の課題に即応した形で配布するのが予算の効果的な使い方である。裕福な人に配る必要もないし、就労手段を提供する方が高齢者対策としては効果的とも考えられる。障害者向けの雇用促進はあるが、高齢者の効用促進はあるか。予算は効果的などころにつき込んだ方がいい。

(事務局)

シルバー人材センターには補助金を支出しており、高齢者の就労につながるようにしている。また、レインボープラザでは高齢者対象の就職講座なども実施している。他に良い事例があれば、意見交換の際に提案していただきたい。

(神委員)

民生委員と児童委員はなり手がいない。報酬は受けているが、実働内容の質や量から言えばボランティアに近い。実務は多く、嫌な思いをすることも多い一方で、現代社会では相当に期待が高まっている。民生委員・児童委員が担う仕事を民間委託した場合には、かなりのお金がかかるだろう。民生委員・児童委員の制度を維持するにはどういう方向性にするのか、報酬を値上げするとすれば予算の確保はできるのか。また、高齢者を対象にした各種事業は形骸化したものも多い。いきなり見知らぬ児童から年賀状が届いて高齢者事業の一環だと言われる、ボランティアの名目だからと学校もしぶしぶ余力を割いている。有意義に高齢者と子どもが関わる事業を進めたいならば、登下校の見守りへの協力などではないか。意味がある世代間交流をどう考えるか。

また、認知症と独居老人の問題について、孤独死はどの行政でも課題になっている。その数値の把握や、その見守り方はどのようにしているか。敬老会は自治会で自主的にやる所もあるが、現在の開催回数を維持するのか。利用者が固定するなど公民館の活用には問題もあるが、それをどう効率的使って生涯学習を進めるか。

(吉村委員)

公民館で市民カレッジ事業をやっているはずだが、これは福祉部門の高齢者対策に含まれるのか。

(事務局)

市民カレッジに来るのは60歳以上の方が多く、高齢者の生きがい対策という側面がある。総合計画の分類で言えば生涯学習は3章の教育分野に分けられるが、福祉目的としてどういった連携をしているかという点で担当課に投げかけることができる。

(浅田委員)

高齢者の就労は、経験をいかして地域の為に働いてもらう。小学校の見守りは毎日実施している地区もある。

(宇田川委員)

民生委員のなり手が少ない問題について。自分は民生委員となって10年目だが、民生委員は社会制度に裏付けされたボランティアの性質があると考えている。普通のボランティアは時間と場所と内容を自分で選ぶことができるが、民生委員は時間に限りない。加えて民生委員に対し、あれもこれもと行政から期待されることが多い。満足感ややりがいもあるが、いろいろなところに借り出され、負担が多すぎる。自発的に行うことなら良いが、市からそこまで沢山のことを求められるのかと負担に感じ、辞退する人も多いのではないかと。委嘱して終わりではなく、民生委員の仕事をフォローしていくことが行政の責任である。

また、独居老人がどこに居るのか実態を把握しているのは民生委員であり、行政は登録上のデータし

か知らない。行政情報を閲覧したことがあるが、行政の持っているデータよりも3割増で独居老人が存在するという実感がある。牛乳配達や新聞配達等、民間事業者とも連携して、ネットワークを構築するよう、福祉部門にも考えてもらいたい。

(委員長)

今出た意見とその対応を、次回の意見交換にあたって事前に配布してほしい。次回行う意見交換の方法に関する意見はあるか。

(吉村委員)

質問したい内容を全て事前に出し、当日答えてもらうという方法で良いのか。それとも、当日に質問する方が良いのか。

(委員長)

今回も質問内容を事前に健康こども部に投げてもらったはずだが、本日は全ての質問に対して回答がもたえられたわけではない。本日の意見を整理し、福祉部には事前に確認してもらい、事前資料として回答としてもらうか当日答えるか、福祉部に検討してもらってはどうか。

(吉村委員)

こちらの質問を事前に提示して、当日、更に深いところを質問するという手順でよいか。

(目等委員)

意見書をまとめるのが我々の仕事であるため、できるだけ広い視野で議論するほうが意見書をまとめやすい。今までは事前協議したことはなかったが、この形式で意見交換したほうがやりやすい。

(事務局)

レジュメは意見交換の資料に限らず、市民に説明する際の資料としても資するので、ご提言の通りとしたい。この施策評価シートは複雑ではあるが、歴年の懇話会委員の意見を十分に反映して作成した構成である。様式が簡単すぎても意見を述べられないとの意見も過去の懇話会からいただいている。

(委員長)

次回の意見交換に関しては以上である。これで第4回行政評価懇話会を終了する。

[傍聴退席]

(2) その他

次回のスケジュール調整

(14時45分終了)